令和８年度 第２回　野田市青少年問題協議会

日時：令和8年8月25日（火）
午後3時開会
場所：中央公民館１階会議室

次　　第

１　開　　会

２　市長あいさつ

３　議　　題
（１）第１回野田市青少年問題協議会での委員意見への対応について
（２）青少年センターの機能の充実について

４　その他

５　閉　　会

（１）第１回野田市青少年問題協議会での委員意見への対応について

令和８年５月28日の令和８年度第１回野田市青少年問題協議会における委員からの意見について、市の考え方は次のとおりです。

	委員意見	市の考え方	案の修正
1	弦巻委員 オープンサタデークラブは、小学校区で運動等の活動をしているとのことだが、前回の当協議会の資料を確認したところ、参加率が50%、60%と低いのではないかと感じている。 私のよく知る柏市のバレーボールクラブの例をみても、団体活動を通じて一つのことに挑戦する取組は大変意義のあるものだと考えている。 青少年センターを拠点とし、どんな競技でも、スポーツでなくてもよいので募集をし、参加を希望する子供たちを集めて指導をしていく。これを継続的に行っていけば、何か雰囲気が変わるのではないかと考えている。	オープンサタデークラブは、特定の小学校区にとどまらず、希望するクラブを実施している学校等へ出向いて参加できる仕組みとなっております。全市域を対象とした活動であり、保護者の送迎などの影響も考慮しますと、必ずしも参加率が低いとは考えておりませんが、今後は参加者自体の増加に向けて周知方法を工夫してまいります。 委員のご指摘のとおり、青少年の健全育成には、団体活動を通じて一つのことに挑戦する取組は大変意義深いものであり、現在は主として学校部活動がその大きな役割を果たしていると考えております。本市では、少子化に伴う部活動参加者の減少の中でも「質の高い活動の維持・向上」を目指す観点から、令和８年度は拠点校部活動及び学校（拠点校）クラブを展開しております。なお、本市におきましては、将来にわたって子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障するため、市の実情に応じた柔軟な対応と改革を進めるべく、部活動改革および地域クラブ活動の検討を開始しているところです。 また、小学生を対象とした活動については、拠点校部活動や学校（拠点校）クラブの対象外であるものの、地域の方々のご協力を得ながら部活動に取り組んでいる学校もございます。その他、少年野球を始めとする様々な民間クラブがあります。このことから、委員のおっしゃる柏市のバレーボールクラブのような活動	修正なし

		が本市においても既に様々な形で行われておりますので、青少年センターを拠点として継続的にクラブ活動を行うことは考えておりませんが、いずれのクラブ等にも所属していない子供たちへの、団体活動に参加するきっかけづくりとなるような、ニュースポーツ等の新たなイベントについて企画してまいります。	
2	芝田委員 【議題５　見直しの方向性について】 　青少年問題協議会の委員の見直しについて、青少年に関わるスポーツ団体の指導者を加えた方がいいのではないか。 　また、子ども会育成団体を代表する方が委員ではなくなる案だが、青少年に関係する団体のため、委員に加えた方がいいのではないか。	第１回協議会におきましては、事務局案として「当協議会における協議が活発になされず形骸化している」という課題を解消するため、委員数を絞り、非行防止や健全育成に関して豊富な知識や経験を持つ団体等からご意見をいただくこととし、委員構成の見直しをご提案いたしました。 　当初案ではスリム化の観点から特定の団体等の除外を見込んでおりましたが、委員の皆様から「青少年に関わるスポーツ団体の指導者や、子ども会育成団体も重要な関係団体であるため委員に加えるべきだ」との貴重なご意見をいただきました。 　そこで、いただいたご意見を踏まえて再度検討を行った結果、協議会の実効性を担保しつつ地域の実情をよりきめ細やかに反映させるため、「スポーツ団体を代表する者」及び「子ども会育成団体を代表する者」を委員に含める形へと変更することといたしました。 　また、前回の見直し案からさらに以下の点を見直します。 　前回の協議会において、各行政機関の委員は議題に応じてオブザーバーとして出席とする方針をご提案いたしましたが、野田警察署につきましては、青少年の非行防止における現場の情報や専門的な対応力が当協議会において不可欠であ	修正あり

		るとの認識に至りました。したがって、当初案を変更し、引き続き「関係行政機関の職員」として「野田警察署を代表する者」を委員に加えることといたします。 同様に、教育長についても、委員から除くと提案しておりましたが、教育行政のトップである教育長が直接協議に参画することにより、青少年を巡る様々な課題に対し、より機動的かつ効果的な審議ができるという認識に至り、こちらも当初案を変更し、引き続き「教育長」を委員とすることといたしました。	
3	相塚委員 【議題５　見直しの方向性について】 相談について、今の子供たちは話すること自体が苦手であり、電話ができない。しかし、文字は打てる。チャットとか、ネットで相談窓口を開かないと、子供たちの声は聞けない。また、インターネットを活用するためにはＩＴに精通している人が入っていないとうまくいかないのではないか。	委員ご指摘のとおり、現代の子供たちは対面や電話での会話の機会が以前よりも少なくなっており、苦手意識が強く相談しにくいのではないかとの懸念がございます。このため、今回の青少年問題協議会の委員見直しにおきましては、「市職員」の委員として、ITに精通した「指導課指導主事」を新たに加えることといたします。 市教育委員会におきましては、いじめ防止対策の一環として、全中学生を対象に、匿名でいじめの報告や相談ができるアプリ「STANDBY（スタンドバイ）」を無料で利用できる環境を整えております。他市では小学生まで対象を広げている事例もございますが、本市では、野田市の未来を担う子供たちの素直な意見や要望を聴き、できる限り市政に反映させるため、「市長と話そう手紙編」および「市長と話そう集会」を実施しており、手紙で寄せられた悩み事等の相談に対しても真摯に回答を行っております。 また、相談アプリ「STANDBY」に寄せられた相談への対応につきましては、市職員が直接回答を行っているため、他市と比べるとお時間をいただく場合もござい	修正あり

		ますが、その分、より丁寧な対応ができているものと考えております。 　これらを踏まえ、青少年センターの相談業務におきましては、高校生以上を対象とした相談体制の強化が必要であると認識しております。もっとも、高校生以上を対象とする場合、「スタンドバイ」は不特定多数の相談を受けることに必ずしも適さないため、それに代わる新たな相談アプリの導入について検討を進めてまいります。その検討にあたっては、即時性が求められる相談への対応を可能とする仕組みの構築についても併せて視野に入れてまいります。 　なお、千葉県教育委員会が設置する「子どもと親のサポートセンター相談窓口」におきましては、Eメール、Zoomアプリ、SNSを活用した相談窓口が設けられておりますので、こうした既存の有効な窓口についても、あわせて周知を図ってまいります。	
4	保科委員 【青少年の悩みごと相談について】 ①　相談件数が少ないことは、悩みが少ないことを示しているのか。不登校児童生徒やいじめ認知件数、教育相談件数と比較すると極端に少ない。利用者ニーズとの乖離について分析しているのか。 　LINEやチャット相談の導入、SNSの活用など若者が利用しやすい方法へ変換するなど現代の子供に合った相談方法の導入を提言する。	①　市では、児童生徒の不登校や集団不適応等に対する相談窓口として「ひばり教育相談」を設置しており、令和7年度は面接や電話により1,134件の相談に対応いたしました。また、いじめ等の相談につきましても、匿名で相談可能な相談アプリ「スタンドバイ」を活用し、令和7年度は40件の相談を受けております。 　一方、青少年センターは主として高校生以上の青少年を対象としているため、小中学生を対象とする教育相談の件数と単純に比較することは難しいと考えております。	修正あり

		青少年センターにおける相談件数自体は年間数件にとどまっておりますが、現代の子供たちは対面や電話による相談に心理的なハードルを感じやすい傾向にあることから、相談件数が少ないことが、そのまま「悩みを抱えている子供が少ない」ということには直結しないと認識しております。 これらの状況を踏まえ、青少年センターの相談業務につきましては、特に高校生以上を対象とした支援の強化が必要であると考えております。もっとも、高校生以上を対象とする場合、現行の相談アプリ「スタンドバイ」は不特定多数の相談を受けることに必ずしも適さないため、それに代わる新たな相談アプリの導入について検討を進めてまいります。その検討にあたっては、即時性が求められる相談への対応を可能とする仕組みの構築についても、併せて視野に入れてまいります。	
	②　電話や面談を避け、SNSで相談する子供が増えてきているが、相談件数が少ないのは周知不足だけが原因なのか。利用者アンケートや学校への聞き取りなどにより、相談しない理由の調査は実施されていますか。生徒手帳、保健だより、PTA広報、学校ホームページなどにQRコードを掲載など対象者に届く工夫を行うなどの周知方法の強化を提言する。	②　相談件数が少ない要因といたしましては、これまでの周知不足に加え、現代の子供たちが対面や電話による相談に心理的なハードルを感じやすい点にあると考えております。こうした状況に対応するため、新たに相談アプリの導入について検討を進めてまいります。また、相談業務の周知方法につきましても、いただいたご意見を踏まえ、今後は高校生以上の青少年層に確実に行き届くよう、工夫して実施してまいります。 さらに、教育支援センター「ひばり」につきましては、主に青少年センターと同じ建物内で実施しているため、同一施設内にあるという点で一定の安	修正あり

		心感につながっているものと考えております。そのため、「ひばり」の利用者が中学校を卒業する際には、今後も引き続き青少年センターに気軽に相談してほしい旨の働きかけや周知をしっかりと行ってまいります。	
	③　SNSトラブル、家庭問題、メンタルヘルス、発達特性など、専門性が求められるケースが増えてきているが、元教員中心の相談体制は適切なのか。スクールカウンセラーや心理士等との連携体制はどのようになっているのか。スクールカウンセラーや専門機関との連携を強化し、多様な悩みに対応できる体制を整え相談体制や連携の強化を提言する。	③　子供たちが抱える悩みの多くは学校生活に起因しており、教員は日々の指導や生徒指導等を通じて、そうした学校内の人間関係や集団の力学を体感として深く理解しております。これまでの長い教員生活の中で多くの子供たちと接してきた経験があるからこそ、相談に対しても的確で実践的な対応ができるものと考えており、相談員としては「元教員」の配置が適任であると考えております。 　また、スクールカウンセラーや臨床心理士等の専門職との連携については、これまでも学校教育部や健康子ども部と必要に応じて連携を図り、相談者を最も適切な支援窓口へとお繋ぎする体制を整えております。 　さらに、本市におきましては、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える方やその世帯に対し、包括的な支援を行う「重層的支援体制整備事業」も展開しており、こうした福祉部局等とも緊密に連携しながら、総合的な支援に努めてまいります。	修正あり
	④　青少年センターの相談時間は9時から16時30分で月曜日が休館だが、学校に通っている子供や保護者も仕事のため利用しにくい。相談時間は利用しやすいのか。夕方や休日の相談受付について、検討した	④　青少年センターにおきましては、現在、土曜日や日曜日も含めて相談を受け付けており、休日における対応体制はすでに確保できております。また、委員の皆様からの貴重なご意見を踏まえ、今後はさらなる利便性の向上のため、夜間の相談窓口の開設についても、社会教育指導員の勤務シフトの見	修正あり

	ことはあるか。 夕方や休日の相談窓口の開設、オンライン相談の活用を検討することを提言する。	直し等を行いながら、実施に向けて検討してまいります。 さらに、オンライン相談の実施につきましても、先ほど申し上げました新たな相談アプリの導入とあわせて、検討してまいります。	
	⑤　学校、教育相談、子ども家庭総合支援室、児童相談所、青少年センターなど、相談窓口が複数ある。青少年センターの役割や他機関との違いは子供や保護者に十分に伝わっているのか。相談窓口が多すぎてわかりにくいのではないか。	⑤　相談を求める方々が抱える悩みや考え方は実に多様であるため、利用できる相談窓口の選択肢が数多くあることは、それぞれ異なる特性や役割を持つ機関が存在するということでもあり、非常に大きな意義があると考えております。 その中で本市の青少年センターの相談窓口は、主として元教員が青少年の悩みに寄り添って丁寧に話を聴き、必要に応じて専門的な支援機関へとスムーズにつなぐことを主な役割と位置づけております。 多種多様な青少年のニーズに応える数多くの相談機関があるなかで、「選択肢の一つ」として本市の青少年センターが存在することを、周知してまいります。	修正あり
	【協議会の運営についての問題点と見直しの提案】		
	①　私の委嘱期間は、令和８年５月９日から令和８年９月 30 日で約５か月間である。短期間では課題の把握や検討が十分にできないのではないか。任期を２年程度に延長することを提案する。	①　野田市青少年問題協議会設置条例第４条第１項で「委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」と規定されています。保科委員はPTAを代表するものとして前任者の委嘱期間の残任期間での委嘱のため約５か月の委嘱期間となりますが、他の多くの委員は令和６年10月１日から令和８年９月30日までの２年間です。	修正なし
	②　青少年問題協議会の開催回数は、年２回程度で、	②　青少年問題協議会に限らず、市の審議会において１回当たりの時間制限	修正なし

	１回あたり１時間であるため、実質的な議論時間は非常に限られているため、年４回程度に増やし、１回あたり 90 分程度を確保することを提案する。	はありません。 回数につきましては、青少年の非行防止や健全育成のために必要となる審議回数を行うべきと考えます。現在の本市における補導少年の数は少なく交通安全指導が主であることから、現状では、年間２回の開催ですが、青少年の非行状況の変化など必要に応じて機能強化をしたうえで開催します。	
	③　現在の青少年問題協議会の委員数は24名のため、一人あたりの発言時間が短くなり、自由な討議がしにくい。委員数を 10～15 人程度に集約し機動的な議論が行える環境を整えることを提案する。	③　委員数につきましては、今回の当協議会見直しの案として委員数を 24 名から 16 名に減らすことを提案させていただいております。 これにより、青少年の健全育成や非行防止の取組に関し、知識や経験が豊富な団体や教育機関等を委員とし、青少年の非行防止のための具体的な取組や啓発の方法などについて、機動的かつ効果的な審議を行っていただけるよう、運営の改善に努めてまいります。	修正なし
	④　１回当たりの報酬が 6,500 円、会議時間は１時間、時給換算すると 6,500 円。成果や実効性と比較して、適正な水準なのか。限られた予算の中で、効率的な運営が必要ではないか。報酬、開催方法、成果指数の見直しを行うことを提案する。	④　当協議会の委員の身分は、非常勤特別職となり、報酬につきましては、「野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」で、日額 6,500 円と定められております。日額としているのは、その職務の特殊性に応じ、その職務に対する一切の対価という性格から、当該職務に係る時間等の長短にかかわらず、職務の対価として支給しているためであり、金額についても近隣市との均衡を考慮して定められています。このため、見直しは考えておりません。なお、効果的な審議が行われるよう努めてまいります。	修正なし

（２）青少年センターの機能の充実について

青少年センターでは、社会教育指導員による市内巡回パトロールを毎日実施していますが、現在の主な補導（声かけ）の原因は自転車の二人乗り注意など交通安全指導です。昭和 50 年代以後の青少年の非行は、「喫煙」、「はいかい」、「暴走」、「怠学」、「暴力」などが主であり、補導の対象でした。しかし近年は、青少年を取り巻く環境が複雑化（困窮、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり等）し、情報化社会の急速な進展や社会的な孤立により、見えにくくなっており、地域パトロールや街頭補導のみでは対応ができていません。

昭和から平成にかけては、有害図書の自動販売機や電柱ビラ等が幹線道路沿いに多数設置され、青少年の健全な育成を阻害する環境を形成していましたが、近年はいずれも目にすることが少なくなりました。しかしながら、昨今、インターネットや SNS に起因するトラブルが増え、ネットでの誹謗中傷や知らない人からのアプローチ、個人情報流出、自画撮り被害、課金トラブル、犯罪行為への加担など新たな問題が生じておりますので、対応が必要です。センターにおける相談業務については、相談は年間数件にとどまっています。相談体制や相談員について近隣市をみると、本市と同様に電話、面接による相談を平日昼間に受け付けているところが多いですが、インターネットや相談アプリを活用している市では、ネット経由による相談が多いことが分かりました。

上記の課題を踏まえ、次のとおり街頭補導の実施方法を見直し、青少年の相談業務の充実を図ります。なお、街頭補導については、補導少年が極めて少ない状況におけるパトロールは縮小しますが、不審者情報が特定の地域で頻発する場合など、状況に応じて都度、強化できる体制とします。

◆課題に対する対応策

○青少年問題協議会の委員数の見直し

青少年問題協議会におきましては、これまで協議が十分に活発化されず形骸化しているという課題がございました。これを解消するため、委員数を従来の 24 名から 16 名へと絞り込み、青少年の非行防止や健全育成の取組に関して豊富な知識や経験を有する団体等の参画を得ることで、より実効性のある意見をいただくことといたしました。このように委員構成の見直しを行い、協議会の機能の充実・強化を図ってまいります。

○社会教育指導員によるパトロールの見直しによる相談業務の充実

現在、青少年センターでは、元教員を主とする社会教育指導員により、青色回転灯巡回車を使用した市内巡回パトロールを実施していますが、近年の社会情勢の変化に伴い、平日の午前中や土日祝日は、補導少年が極めて少ないため、該当する時間帯や曜日の巡回パトロールの実施を取りやめることとし、その分、社会教育指導員１名を青少年センター内で、昼間の相談対応に

従事させることにより、青少年からの相談業務の充実を図ります。

また、夜間の相談業務の開設について、検討いたします。

○相談アプリ等を活用した相談窓口の拡充

相談アプリ「スタンドバイ」は、児童生徒がいじめや悩みなどを、学校や教育委員会の相談窓口へ匿名で報告・相談できるアプリです。

電話や対面では相談しづらい子供たちの SOS をすくい上げ、いじめの早期発見・早期対応につなげることを目的として開発されており、全国の様々な自治体や学校で導入が進んでいます。

野田市は、野田市教育委員会指導課が市内中学生を対象に導入をしており、回答者（市職員）とチャット形式でやり取りをしており、令和７年度では、当アプリで 40 件の相談を受けました。

回答は、市職員が対応していますが、個別具体的かつ丁寧な回答を心がけているため、回答までに時間がかかっています。このため、即日対応できない夜間や休日に相談チャットが寄せられると、回答は翌日以降になること及び「緊急の場合は「SOS」から各専門機関へ連絡をお願いします。」というメッセージが自動送信される仕組みとなっております。

また、柏市でも同様の相談アプリを導入しています。対象は、公立中学生のほか、小学５年生、小学６年生、市立柏高校生とし、アプリでの相談件数は、令和７年度で、1,190 件となっております。野田市との相談件数の差としては、小学生からの相談が約６割であるほか、相談の内容も学校の施設に関することや恋愛、友達や家族関係の悩みなど多岐にわたることを確認しております。

これらを踏まえ、青少年センターの相談業務について、高校生以上の相談業務を強化する必要があります。高校生以上が対象となりますと、相談アプリ「スタンドバイ」は不特定多数の相談を受けることに必ずしも適さないため、それに代わる相談アプリの導入について検討します。検討にあたっては、即時性が求められる相談の対応を可能とするための仕組みの構築についても併せて検討してまいります。

・青少年問題協議会　委員変更案（※網掛け部分が前回から追加した箇所）

野田市青少年問題協議会設置条例 第３条第２項	
見直し案　（１６名）	現在　（２４名）
(1)　子ども会育成団体を代表する者	(1)　子ども会育成団体を代表する者
	(2)　社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
	(3)　自治会を代表する者
(2)　青少年相談員を代表する者	(4)　青少年相談員を代表する者
(3)　青少年補導員を代表する者	(5)　青少年補導員を代表する者
(4)　スポーツ団体を代表する者	(6)　スポーツ団体を代表する者
	(7)　女性団体を代表する者
(5)　PTA を代表する者	(8)　PTA を代表する者
	(9)　文化団体を代表する者
(6)　保護司会を代表する者	(10)　保護司会を代表する者
(7)　民生委員児童委員を代表する者	(11)　民生委員児童委員を代表する者
	(12)　生涯学習に関する知識を有する者
(8)　関係行政機関の職員　２名	(13)　関係行政機関の職員　５名
・野田警察署を代表する者	・野田警察署長
	・野田保健所長
	・柏児童相談所長
	・松戸公共職業安定所野田出張所長
・教育委員	・教育委員
(9)　関係教育機関の職員　３名	(14)　関係教育機関の職員　３名
・野田市小中学校校長会を代表する者(2)	・野田市小中学校校長会を代表する者(2)
・高等学校長	・高等学校長
(10)　教育長	(15)　教育長
(11)　市職員（指導課指導主事）	(16)　市職員（学校教育部長）
(12)　公募に応じた市民　２名	(17)　公募に応じた市民　２名

野田市、千葉県の相談受付の状況

○野田市

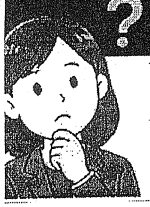
名　称	対象・内容	担当課	受付時間
教育・いじめ相談 青少年を対象	対象：青少年 不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩みなど	青少年センター	毎日 9 時から 16 時 30 分（月曜、祝日、年末年始を除く）
家庭児童相談	18 歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦の相談、支援	子ども家庭総合支援課	月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
教育・いじめ相談	対象：小中学校の児童生徒 不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩みなど	指導課 ひばり教育相談	毎週月曜日から金曜日までの 9 時から 16 時まで
ヤングケアラーに関する相談	ヤングケアラーを含む 18 歳までの全ての子どもとその家庭の相談、支援を実施	子ども家庭総合支援課	月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

○千葉県

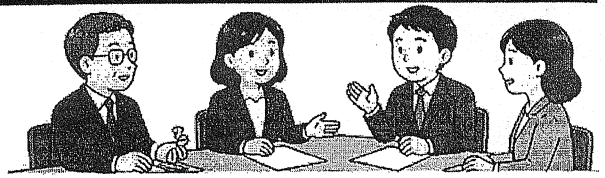
名　称	内容	相談方法	受付時間
ライトハウスちば	ニート・ひきこもり・不登校など困難を有する子ども・若者の総合相談窓口	電話	火曜日から日曜日 10 時から 17 時
千葉県警察少年センター（ヤングテレホン）	少年や保護者からの非行や犯罪の被害に関する相談	電話	月曜から金曜の 9 時から 17 時
子供（こども）の SOS の相談窓口	24 時間子供の SOS ダイヤル	電話	24 時間
子どもと親のサポートセンター	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助	来所 電話 E メール SNS	・来所 月曜日から金曜日 9 時から 17 時 ・電話・E メール

			24時間 ・SNS（LINE） 火・木・日 18時から22時
児童相談所	虐待・通告、しつけ、教育、適性、養護、知的障害、肢体不自由児などの18歳未満の児童に関するあらゆる相談	電話	月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の9時から12時、13時から16時30分

令和８年度 第１回 野田市青少年問題協議会における疑問点・提言

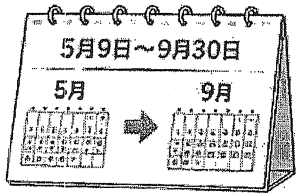


限られた時間と予算の中で、より効果的な協議会運営を検討し、
子ども・若者の課題解決につなげていくことが大切ではないでしょうか。



疑問点① 任期が短く、会議回数も少ない

- 委嘱期間：約５か月（R8.5.9～R8.9.30）
- 会議回数：２回程度
- １回の会議時間：約１時間
- 実質的な議論時間は、約２時間程度にとどまる



➡ 幅広い課題（不登校・SNS・非行防止・地域活動・相談体制等）を扱うには、十分な議論や提言ができるでしょうか？

現状のまとめ

任期	開催回数	1回の会議時間	委員数	報酬
約５か月	年２回程度	約１時間	24人	6,500円／回（時給換算 約6,500円）

疑問点② 委員数は適正か

- 現在 24 名の委員で構成
- 仮に一人２分発言すると…
 24人 × 2分 ＝ 48分
- １時間の会議では、自由討議の時間がほとんど取れない

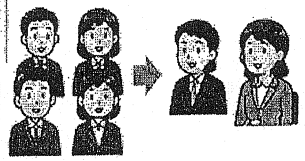


➡ 早く、深く議論を行うために、委員数の適正化を検討すべきでは？

提言（見直しの方向性）

① 委員数の適正化

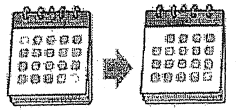
24名から10～15名程度へ集約し、機動的で深い議論ができる体制へ。



24名 → 10～15名程度

② 任期の延長

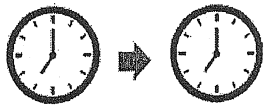
短期間での引き継ぎではなく、２年程度の任期へ。



1年未満（約５か月） → ２年程度

③ 開催回数の増加・時間の確保

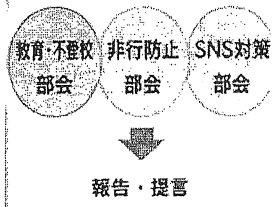
年２回から年４回程度へ。
１回の時間は90分程度を確保。



年２回（約１時間） → 年４回（約90分）

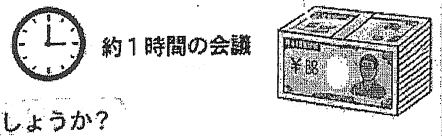
④ 部会方式の導入

テーマごとに部会を設置し、専門的・継続的に議論。



疑問点③ 報酬は適正か

- 報酬：6,500円／回
- 会議時間：約１時間
- 時給換算すると　約6,500円



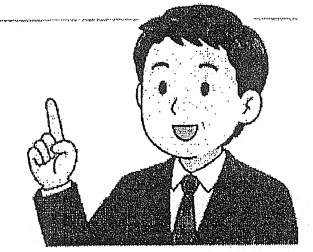
➡ 成果や実効性と比較して、適正な水準でしょうか？
限られた予算の中で、効率的な運営が必要では？

期待される効果

- ☑ 委員一人ひとりが十分に発言できる
- ☑ 継続的な議論により、実効性のある提言が可能に
- ☑ 課題解決に向けたフォローアップがしやすくなる
- ☑ 限られた予算をより効果的に活用できる



子ども・若者が
安心して暮らし、
自分らしく成長できる
まちづくりへ！



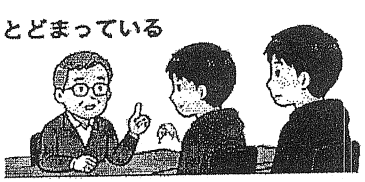
より実効性の高い協議会運営により、青少年の課題解決と健全育成の推進につなげていきましょう！

令和８年度 第１回 野田市青少年問題協議会での疑問点・提言
～青少年の悩みごと相談について～

現状の相談体制

- 月曜日、祝日、年末年始を除く
 毎日 9:00～16:30
- 青少年センターへ来所・面接・電話相談を受付
- 元教員を中心とする社会教育指導員が対応
 状況に応じて県の子ども・若者総合相談センターなど関係機関へ引き継ぎ
- 相談件数は年間数件にとどまっている



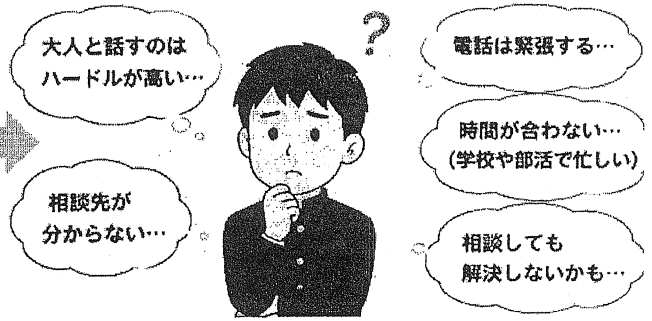




課題

- 青少年センターの存在や相談方法、日程等の周知ができていない
- 相談を受ける方法が現代の子どもに適していない
- チャット相談等への変換が必要
- 利用しやすい相談時間の検討が必要
- 相談体制の専門性・連携強化が必要

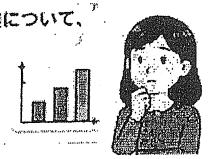
なぜ相談件数が少ないのか？



疑問点

① 相談件数が少ないことは、悩みが少ないことを示しているのか

- 不登校児童生徒数やいじめ認知件数、教育相談件数と比較すると、極端に少ない。
- 利用者ニーズとの乖離について、分析されていますか。



② 周知不足だけが原因なのか

- 電話や面談を避け、SNSで相談する子どもが増えている。

➡利用者アンケートや学校への聞き取りなどにより、相談しない理由の調査は実施されていますか。



③ 元教員中心の相談体制は適切か

- SNSトラブル、家庭問題、メンタルヘルス、発達特性など、専門性が求められるケースが増えている。

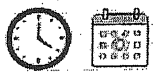
➡スクールカウンセラーや心理士等との連携体制はどのようになっていますか。



④ 相談時間は利用しやすいのか

- 現在は 9:00～16:30、月曜休み。
- 学校に通っている子どもや、保護者も仕事中で利用しにくい。

➡夕方や休日の相談受付について、検討したことはありますか？。



⑤ 相談窓口が多すぎて分かりにくくないか

- 学校、教育相談、子ども家庭総合支援拠点、児童相談所、青少年センターなど複数の窓口がある。

➡青少年センターの役割や他機関との違いは、子どもや保護者に十分伝わっていますか。

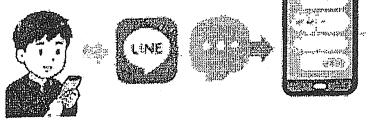




提言（改善の方向性）

① 現代の子どもに合った相談方法の導入

LINE・チャット相談の導入
SNSの活用など、若者が利用しやすい方法へ変換する。



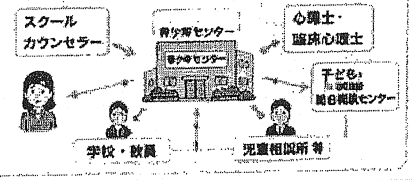
② 周知方法の強化

- 生徒手帳、保健だより、PTA広報、学校ホームページなどにQRコードを掲載。
- 対象者に届く工夫を行う。



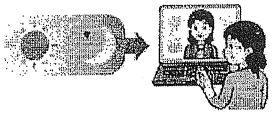
③ 相談体制・連携の強化

- スクールカウンセラーや専門機関との連携を強化。
- 多様な悩みに対応できる体制を整える。



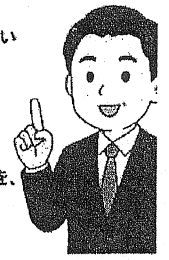
④ 利用しやすい時間帯の検討

- 夕方や休日の相談窓口の開設、オンライン相談の活用を検討する。



まとめ

相談件数が少ないことは、窓口が届いていない可能性を示していると考えます。
周知の強化に加え、現代の子どもたちが利用しやすい相談方法・時間・体制への見直しが必要ではないでしょうか。
子どもたちが安心して相談できる環境づくりを、家庭・学校・地域・行政が連携して進めていきましょう。



協議会の運営についての疑問点と見直し提案

疑問点① 任期が短く、議論が深まりにくい

- 委嘱期間：令和8年5月9日～9月30日（約5か月）
- 短期間では課題の把握や検討が十分にできないのではないか。

➡提案：任期を2年程度に延長する

疑問点② 開催回数が少なく、議論が不十分

- 会議は任期中2回程度、1回あたり1時間。
- 実質的な議論時間は非常に限られる。

➡提案：年4回程度の開催に増やし、1回あたり90分程度を確保する



疑問点③ 委員数が多く、機動的な議論が難しい

- 委員は24人。
- 一人あたりの発言時間が短くなり、自由な討議がしにくい。

➡提案：委員数を10～15人程度に集約し、機動的な議論を行う



疑問点④ 報酬と成果のバランス

- 報酬は1回あたり6,500円。
- 限られた予算の中で、成果との関係をどう評価しているのか。

➡提案：報酬、開催方法、成果指標の見直しを行う



その他の提案

- 部会方式の導入（専門的・継続的な検討）
- 成果指標の設定と、活動の見える化
- 市民（若者）の意見を取り入れる仕組みづく



子どもたちの声が届き、支え合えるまち・野田市を、みんなでつくっていきましょう！